



鳥取県公報

平成12年3月28日(火)
号外第19号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県警察手数料条例（警察本部警務課）…………… 4
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ク）……………14
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例（ク）……………15
- 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
（教育委員会総務課）……………15
- 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（高等学校課）……………16
- 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（体育保健課）……17

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県警察手数料条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、鳥取県警察が処理する事務に関し徴収する手数料について必要な事項を定めるものとする
こととした。

2 手数料の徴収（第2条関係）

(1) 次に掲げる事務については、所定の手数料を徴収することとした。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業の許可等
- イ 質屋営業法の規定に基づく質屋営業の許可等
- ウ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の
の交付等
- エ 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可等
- オ 道路交通法の規定に基づくパーキング・メーターの作動等
- カ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の交
付等
- キ 警備業法の規定に基づく警備業の認定等
- ク 古物営業法の規定に基づく古物営業の許可等
- ケ 火薬類取締法の規定に基づく運搬証明書の交付等
- コ 鳥取県警察が行う事実に関する証明書の交付
- サ 自動車運転者等の依頼により行う自動車等の運転について必要な適性検査

(2) 次に掲げる手数料については、それぞれ次に定める者に納めさせ、その者の収入とすることとした。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律に基づく遊技機試験手数料 遊技機試験の実施
に関する事務を行う者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律に基づく型式試験手数料 型式試験の実施に関
する事務を行う者
- ウ 道路交通法に基づく取消処分者講習手数料 取消処分者講習を行う者

エ 道路交通法に基づく初心運転者講習手数料 初心運転者講習を行う者

3 手数料の納付の時期等 (第3条関係)

パーキング・メーターの作動又はパーキング・チケットの発給に係る手数料は、パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の手数料受納装置に、現金を投入して納付しなければならないこととした。

4 手数料の減免 (第4条関係)

知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとした。

5 既納の手数料 (第5条関係)

既に納付した手数料は、還付しないこととした。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでないこととした。

6 過料 (第6条関係)

詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することとした。

7 委任 (第7条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

8 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 次の条例は、廃止することとした。

ア 鳥取県警察証明等手数料条例

イ 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例

ウ 鳥取県パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給手数料条例

エ 鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 特殊勤務手当の支給範囲の改正 (第3条関係)

警察職員の特殊勤務手当が支給される作業の範囲を次のとおり改正することとした。

現 行	改 正 後
自動車の運転免許技能試験作業	道路上で行う自動車の運転免許技能試験作業
術科指導作業	けん銃操法指導作業

2 特殊勤務手当の額の改正 (第4条関係)

(1) 警察職員の特殊勤務手当の上限額を次のとおり改正することとした。

作業の区分	作 業 手 当 の 上 限 額	
	現 行	改 正 後
犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	勤務1月につき 9,400円 又は 勤務1日につき 310円	勤務1月につき 10,100円 又は 勤務1日につき 560円
警ら作業	勤務1月につき 5,800円	勤務1月につき 6,200円 又は 勤務1日につき 340円
犯罪鑑識作業	勤務1月につき 8,700円	勤務1月につき 10,100円 又は 勤務1日につき 560円
交通取締作業	勤務1月につき 9,400円 又は	勤務1月につき 10,100円 又は

	勤務1日につき 310円	勤務1日につき 560円
爆発物処理作業	勤務1回につき 4,600円	勤務1回につき 5,200円
特殊危険物質処理作業	勤務1回につき 4,600円	勤務1回につき 5,200円
海外犯罪情報収集作業	勤務1日につき 840円	勤務1日につき 1,100円
銃器犯罪捜査作業	勤務1日につき 1,200円	勤務1日につき 1,640円

(2) 自動車の運転免許技能試験作業に係る特殊勤務手当について、月額支給を日額支給に変更するとともに、その上限額を勤務1日につき640円（現行 勤務1月につき5,800円）とすることとした。

(3) 警察職員が交通取締作業のうち人事委員会が定める特別なものに従事したときの特殊勤務手当の額については、その勤務1日につき280円を加算することとした。

(4) 警察職員が航空機搭乗作業のうち人事委員会が定めるものに従事したときの特殊勤務手当の額については、その額の100分の45に相当する額を加算することとした。

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している職員について、定員の外に置くことができることとした。（第2条関係）

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 次に掲げる事務は、市町村が処理することとした。

(1) 文化財保護法の規定により教育委員会に提出すべき届書等の受理及び教育委員会への送付

(2) 鳥取県文化財保護条例又は鳥取県文化財保護条例施行規則の規定により教育委員会に提出すべき届書等の受理及び教育委員会への送付

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 新たに鳥取県立鳥取湖陵高等学校を鳥取市に設置することとした。

2 鳥取県立米子南商業高等学校の名称を鳥取県立米子南高等学校に変更することとした。

3 新たに鳥取県立倉吉総合産業高等学校を倉吉市に、鳥取県立鳥取中央育英高等学校を東伯郡大栄町に、鳥取県立境港総合技術高等学校を境港市に設置することとした。

4 鳥取県立鳥取西工業高等学校、鳥取県立鳥取農業高等学校及び鳥取県立淀江産業技術高等学校を廃止することとした。

5 鳥取県立倉吉産業高等学校、鳥取県立倉吉工業高等学校、鳥取県立由良育英高等学校、鳥取県立赤碓高等学校、鳥取県立境水産高等学校及び鳥取県立境港工業高等学校を廃止することとした。

6 1は平成13年1月1日から、2は平成13年4月1日から、3は平成15年1月1日から、4は平成15年4月1日から、5は平成17年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 県営社会体育施設として新たに鳥取県立武道館を米子市に設置することとした。（第2条関係）

2 鳥取県立武道館の利用については、所定の使用料を徴収することとした。（第4条、別表第1関係）

- 3 鳥取県立武道館の管理を財団法人鳥取県体育協会へ委託することとした。(第5条関係)
- 4 鳥取武道館、米子武道館及び倉吉武道館は、県営社会体育施設から除くこととした。
- 5 この条例は、平成12年9月1日から施行することとした。ただし、鳥取武道館、米子武道館及び倉吉武道館の廃止については、同年10月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県警察手数料条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

鳥取県警察手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、鳥取県警察が処理する事務に関し徴収する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可(次号に掲げる許可を除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から9,300円を減じた額)

ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条に規定する営業(以下「ぱちんこ屋等」という。)に係るもの(営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合に限る。)

(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき16,000円

(イ) その他の営業に係るもの 1件につき27,000円

イ ぱちんこ屋等に係るもの(アに掲げるものを除く。)アに定める額に、風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を減じた額)を加算した額

ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの

(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき15,000円

(イ) その他の営業に係るもの 1件につき27,000円

(2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に7,400円を加算した額

(3) 風営適正化法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付 1件につき1,200円

(4) 風営適正化法第7条第1項の規定に基づく風俗営業の相続の承認 1件につき9,000円(同時に複数の風俗営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)

- (5) 風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき12,000円(同時に複数の風俗営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)
- (6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき11,000円
- (7) 風営適正化法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき1,500円
- (8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき15,000円(同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、11,700円)
- (9) 風営適正化法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき1,200円
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,700円を減じた額)

区 分	金 額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき2,700円
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機(1に掲げるものを除く。)	1台につき2,720円
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) ぱちんこ遊技機	
ア 入賞を容易にするための装置であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの(以下「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサ(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの	1台につき31,700円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき8,200円
イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき24,700円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき8,200円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1台につき5,900円
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき59,700円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき14,700円
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき30,700円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき10,800円
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき30,700円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき10,800円
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき24,700円

イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの

1台につき3,680円

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき6,300円
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（1に掲げるものを除く。）	1件につき18,000円
3 1又は2に掲げる型式以外の型式	
（1） ぱちんこ遊技機	
ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
（ア） マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,530,000円
（イ） マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき296,000円
イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）	
（ア） マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,141,000円
（イ） マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき296,000円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1件につき174,000円
（2） 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,816,000円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき399,000円
（3） アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,193,000円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき349,000円
（4） じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,192,000円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき348,000円

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,300円を減じた額）

区 分	金 額
1 ぱちんこ遊技機	
（1） 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき32,300円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき8,100円
（2） 特定装置が設けられているもの（（1）に掲げるものを除く。）	

ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき25,300円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき8,100円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき5,700円
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき62,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき15,300円
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき31,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき10,800円
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき31,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき10,800円
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき25,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき3,300円

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,524,200円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき290,200円
(2) 特定装置が設けられているもの（(1)に掲げるものを除く。）	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,135,200円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき290,200円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1件につき168,200円
2 回胴式遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,810,200円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき393,200円
3 アレンジボール遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,187,200円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき343,200円
4 じゃん球遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,186,200円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき342,200円

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 1件につき3,400円
- イ 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合 1件につき3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を減じた額）を加算した額
- (15) 風営適正化法第24条第6項の規定に基づく管理者講習の実施 1時間につき650円
- (16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき25,000円
- (17) 質屋営業法第4条第1項の規定に基づく質屋の営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 営業所の移転に係るもの 1件につき12,000円
- イ 管理者の新設又は変更に係るもの 1件につき5,700円
- (18) 質屋営業法第8条第2項の規定に基づく同法第4条第2項の規定による届出に係る質屋営業の許可証の書換え 1件につき1,500円
- (19) 質屋営業法第8条第4項の規定に基づく質屋営業の許可証の再交付 1件につき1,300円
- (20) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第5項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付 1件につき15,000円
- (21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第9項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき4,600円
- (22) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第10項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の再交付 1件につき2,200円
- (23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に対するもの 1件につき5,400円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、3,100円）
- イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき9,000円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、5,300円）
- (24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は銃砲刀剣類取締法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対するもの 1件につき3,000円
- イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき6,800円
- (25) 銃砲刀剣類取締法第5条の4第1項の規定に基づく技能検定の実施 1件につき21,000円
- (26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,600円）
- (27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき1,800円
- イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき2,200円
- (28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による

猟銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき5,800円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき3,500円）
- イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき5,400円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき3,100円）
- (29) 銃砲刀剣類取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定 1件につき7,900円
- (30) 銃砲刀剣類取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき7,900円
- (31) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条の2第4項の規定に基づくパーキング・メーターの作動又はパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給 パーキング・メーターの作動又はパーキング・チケットの発給1回につき200円
- (32) 道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路の使用の許可 1件につき2,300円
- (33) 道路交通法第78条第5項の規定に基づく道路の使用の許可証の再交付 1件につき600円
- (34) 道路交通法第89条の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 第1種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。）又は第2種運転免許に係る試験	
（1） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円
（2） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行われる試験（以下「技能試験」という。）を技能試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,350円
イ ア以外のとき。	1件につき3,300円
2 普通自動車免許に係る試験	
（1） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円
（2） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を技能試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,400円
イ ア以外のとき。	1件につき2,400円
3 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許に係る試験	
（1） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円
（2） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき1,650円
4 仮運転免許に係る試験	
（1） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,000円
（2） 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	

ア 技能試験を技能試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,250円
イ ア以外のとき。	1件につき3,200円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 審査を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき2,750円

イ ア以外の場合 1件につき1,700円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき1,750円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,750円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,350円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,200円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 普通自動車に係るものにあつては1件につき20,500円、普通自動車以外の自動車に係るものにあつては1件につき14,750円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額	
	普通自動車に係るもの	普通自動車以外の自動車に係るもの
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	6,750円	2,450円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	11,650円	5,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,900円	2,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,900円	2,200円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,100円	4,750円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円	2,100円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円	2,050円

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,200円

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 普通自動車に係るものにあつては1件につ

き12,150円、普通自動車以外の自動車に係るものにあつては1件につき9,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額	
	普通自動車に係るもの	普通自動車以外の自動車に係るもの
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,350円	4,000円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,250円	1,300円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,250円	1,300円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,600円	2,650円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円	1,200円

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,050円
(2) (1)以外るとき。	1件につき2,050円
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき2,950円
(2) (1)以外るとき。	1件につき1,900円
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき1,150円

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,250円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,650円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき700円
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき2,600円
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき2,300円
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	1時間につき2,450円
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	1時間につき4,200円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき4,100円
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき1,200円
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,350円
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき750円
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき2,150円
(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき2,800円
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき2,700円
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき2,550円
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき700円
(2) (1)以外のもの	1件につき1,700円
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	1時間につき2,100円
13 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき9,400円
(2) (1)以外のもの	1件につき13,400円

- (46) 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知 1件につき850円
- (47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 新たな書面の交付に係るもの 1件につき2,100円
- イ 再交付に係るもの 1件につき400円
- (48) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の交付 1件につき550円
- (49) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の再交付 1件につき550円
- (50) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく警備業の認定 1件につき23,000円
- (51) 警備業法第4条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき2,100円
- (52) 警備業法第4条の4第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新 1件につき23,000円
- (53) 警備業法第6条第3項の規定に基づく認定証の書換え 1件につき2,200円

- (54) 警備業法第11条の2の規定に基づく検定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 警備業法第2条第1項第1号又は第3号に該当する警備業務であって、警備業法施行令(昭和57年政令第308号)第1条の表1の項の国家公安委員会規則で定めるものに係る検定を受ける場合(ウに掲げる場合を除く。) 1件につき23,000円
 - イ アに掲げる警備業務以外の警備業務に係る検定を受ける場合(ウに掲げる場合を除く。) 1件につき22,000円
 - ウ 検定に必要な試験を免除される場合 1件につき9,700円
- (55) 警備業法第11条の3第2項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付 1件につき9,800円
- (56) 警備業法第11条の3第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習の実施 1件につき37,000円
- (57) 警備業法第11条の3第4項(同法第11条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え 1件につき2,100円
- (58) 警備業法第11条の3第5項(同法第11条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の再交付 1件につき1,900円
- (59) 警備業法第11条の6第2項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付 1件につき9,800円
- (60) 警備業法第11条の6第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習の実施 1件につき38,000円
- (61) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定に基づく古物営業の許可 1件につき19,000円
- (62) 古物営業法第5条第4項の規定に基づく古物営業の許可証の再交付 1件につき1,300円
- (63) 古物営業法第7条第4項の規定に基づく古物営業の許可証の書換え 1件につき1,500円
- (64) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき2,400円
- (65) 火薬類取締法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬類の譲渡 1件につき1,200円
 - イ 火工品のみの譲受け 1件につき2,400円
 - ウ その他の譲受け
 - (ア) 火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合 1件につき3,500円
 - (イ) その他の場合 1件につき6,900円
- (66) 火薬類取締法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 1件につき12,000円
 - イ その他の場合 1件につき25,000円
- (67) 事実に関する証明書の交付 1件につき650円
- (68) 自動車運転者等の依頼に基づく自動車等の運転について必要な適性に関する検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 筆記検査 1人1回につき570円
 - イ 機器検査 1人1回につき440円
 - ウ 運転技能診断 1人1回につき630円
- 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。
- (1) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づき国家公安委員会の指定する者に遊技機の認定に必要な試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第12号の手数料 遊技機の認定に必要な試験の実施に関する事務を行う者
 - (2) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づき国家公安委員会の指定する者に遊技機の型式の検定に必要な

試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第13号の手数料 遊技機の型式の検定に必要な試験の実施に関する事務を行う者

(3) 道路交通法第108条の4第1項の規定により鳥取県公安委員会の指定する者に同法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を行わせる場合における前項第45号の表2の項に掲げる手数料 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を行う者

(4) 道路交通法第108条の4第1項の規定により鳥取県公安委員会の指定する者に同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を行わせる場合における前項第45号の表10の項に掲げる手数料 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を行う者

(手数料の納付の時期等)

第3条 前条第1項第31号の手数料は、パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の手数料受納装置に、現金を投入して納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(既納の手数料)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県警察証明等手数料条例(昭和34年鳥取県条例第13号)

(2) 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例(昭和45年鳥取県条例第14号)

(3) 鳥取県パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給手数料条例(昭和50年鳥取県条例第2号)

(4) 鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例(平成7年鳥取県条例第28号)

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第39号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 道路上で行う自動車の運転免許技能試験作業

第3条第1項第9号を次のように改める。

(9) けん銃操法指導作業

第3条第2項中「、第9号」を削る。

第4条第1項第1号中「又は第5号」を「、第3号又は第5号」に、「9,400円」を「10,100円」に、「310円」を「560円」に改め、同項第2号中「又は第4号」を削り、「5,800円」を「6,200円又は勤務1日につき340円」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前条第1項第6号」を「前条第1項第4号、第6号」に改め、同項中同号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「4,600円」を「5,200円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「840円」を「1,100円」に改め、同項中同号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「1,200円」を「1,640円」に改め、同号を同項第12号とし、同条第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「100分の30」の次に「又は100分の45」を加え、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 警察職員が前条第1項第5号に掲げる作業であって人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。

第4条の2第1項中「第5号まで」を「第3号まで又は第5号」に、「同項第1号」を「同項第1号から第3号まで」に改め、同条第2項中「又は第5号」を「、第3号又は第5号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、前条第3項の規定による加算額に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第40号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「休職中の者」の次に「及び警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者」を加える。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第41号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥取県教育委員会」の次に「(以下「教育委員会」という。)」を加える。

第2条に次の2号を加える。

(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理及び教育委員会への送付

(5) 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）又は同条例の施行のための教育委員会規則の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理及び教育委員会への送付

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第42号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の鳥取県立鳥取工業高等学校の項の次に次のように加える。

鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市
--------------	-----

第2条の表の鳥取県立倉吉工業高等学校の項の次に次のように加える。

鳥取県立倉吉総合産業高等学校	倉吉市
鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡大栄町

第2条の表の鳥取県立米子南商業高等学校の項を次のように改める。

鳥取県立米子南高等学校	米子市
-------------	-----

第2条の表の鳥取県立境港工業高等学校の項の次に次のように加える。

鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市
----------------	-----

第2条 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表の鳥取県立鳥取西工業高等学校の項、鳥取県立鳥取農業高等学校の項、鳥取県立倉吉産業高等学校の項、鳥取県立倉吉工業高等学校の項、鳥取県立由良育英高等学校の項、鳥取県立赤碕高等学校の項、鳥取県立淀江産業技術高等学校の項、鳥取県立境水産高等学校の項及び鳥取県立境港工業高等学校の項を削る。

附 則

この条例中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県立高等学校等設置条例第2条の表に鳥取県立鳥取湖陵高等学校の項を加える改正規定

平成13年1月1日

- (2) 第1条中鳥取県立高等学校等設置条例第2条の表の鳥取県立米子南商業高等学校の項の改正規定 平成13年4月1日
- (3) 第1条の規定(前2号に規定する改正規定を除く。) 平成15年1月1日
- (4) 第2条中鳥取県立高等学校等設置条例第2条の表の改正規定(鳥取県立鳥取西工業高等学校の項、鳥取県立鳥取農業高等学校の項及び鳥取県立淀江産業技術高等学校の項を削る部分に限る。) 平成15年4月1日
- (5) 第2条の規定(前号に規定する改正規定を除く。) 平成17年4月1日

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第43号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「

鳥取県営倉吉武道館	倉吉市
-----------	-----

」 を 「

鳥取県営倉吉武道館
鳥取県立武道館

」

倉吉市
米子市

」 に改める。

第4条第1項中「、別表第1」を「別表第1に、鳥取県立武道館の利用については別表第1の2」に改める。

第5条の表中 「

鳥取県営鳥取屋内プール

」 を 「

鳥取県立武道館
鳥取県営鳥取屋内プール

」 に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2 (第4条関係)

1 施設使用料

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
			午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで
一般利用	高等学校の生徒	1人1回につき	70円	
		1人1月につき	680円	

		学生又は一般人		1人1回につき	150円			
				1人1月につき	1,620円			
専用利用	主道場	アマチュア・スポーツ活動		入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,810円	5,440円	
					2分の1面1時間につき	900円	2,720円	
					3分の1面1時間につき	600円	1,810円	
					4分の1面1時間につき	450円	1,360円	
					6分の1面1時間につき	300円	900円	
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,620円	9,070円
		アマチュア・スポーツ活動以外の活動		営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	23,580円	41,270円
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	36,280円	63,500円
				営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,500円	111,130円
	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	94,340円		165,110円			
	小道場 (1)	アマチュア・スポーツ活動		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	590円	1,790円	
					2分の1面1時間につき	290円	890円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,190円	2,990円	
		アマチュア・スポーツ活動以外の活動		営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	7,790円	13,630円
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	11,990円	20,980円
				営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,980円	36,720円
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	31,170円	54,550円
		小道場 (2)	アマチュア・スポーツ活動		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	590円	1,790円
2分の1面1時間につき						290円	890円	
入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき				1,190円	2,990円		
アマチュア・スポーツ活動以外の活動			営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	7,790円	13,630円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	11,990円	20,980円	
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,980円	36,720円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき			

		合	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	31,170円	54,550円
弓道場	近的			1時間につき	640円	1,920円
	遠的			1時間につき	640円	1,920円
相撲場	アマチュア・スポーツ活動		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	780円	2,330円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,570円	3,920円
	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	10,250円	17,930円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	15,700円	27,470円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	27,590円	48,280円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	41,000円	71,750円
研修室(1)				1時間につき	350円	
研修室(2)				1時間につき	380円	
研修室(3)				1時間につき	130円	
会議室				1時間につき	760円	
放送室				1時間につき	330円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 主道場又は小道場を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 4 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで
- 2 設備使用料
設備の価格等を勘案して知事が別に定める額
- 3 武道教室参加料

区 分	金 額
幼児、児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,100円

高等学校の生徒	1人1課程につき	1,360円
学生又は一般人	1人1課程につき	1,770円

第2条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取県営鳥取武道館の項から鳥取県営倉吉武道館の項までを削る。

第4条第1項中「鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の利用については別表第1に、」を削り、「別表第1の2」を「別表第1」に改める。

第5条の表鳥取県営鳥取武道館の項から鳥取県営倉吉武道館の項までを削る。

別表第1を削り、別表第1の2を別表第1とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。